

第 10 号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第34条」を「第34条、第47条」に改める。

第78条中「第46条まで、第48条から第51条」を「第51条まで」に改める。

第78条の2、第81条の9及び第89条中「第46条まで、第48条から第51条まで」を「第51条まで」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第43条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第43条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。